

保全インフォメーションきんき 第152号

【令和3年10月18日号】

★ も く じ ★

1. 第38回近畿地区保全連絡会議について（7月30日開催）
2. <アンケート回答コーナー>
エレベーター設備の法定検査について
3. How To 保全（1）
これは大丈夫？
現地での保全に関する注意事項！（電気設備編）～第1回～
4. 三菱電機（株）製の業務用空調・冷熱機器の検査不備について
5. 「公共建築の日」及び「公共建築月間」のイベントのお知らせ
～公共建築Webギャラリー～ を開催します。

このメールマガジンは、国家機関、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人等において、施設管理に携わっておられる方々に、施設保全の最新情報や保全技術等の各種情報をお知らせするために国土交通省近畿地方整備局がお送りしております。

本メールマガジンについての御意見、御感想や、当メールマガジンで取り上げて欲しい内容等の御連絡をお待ちしております。頂きました御意見等につきましては、今後のメールマガジンの記事等に反映させていきたいと思っております。

なお、バックナンバーにつきましては、下記HPに掲載しております。

http://www.kkr.mlit.go.jp/build/conservation/info_kinki/index.html

保全インフォメーションきんき 編集事務局

■ 営繕部 保全指導・監督室

TEL : 06-6443-1791

Mail : kkr-soudan-hozen@mlit.go.jp

■ 京都営繕事務所

TEL : 075-752-0505

Mail : kkr-soudan-kyoei@mlit.go.jp

1. 第38回近畿地区保全連絡会議について（7月30日開催）

国家機関等の保全に携わる方々に向けて、令和3年7月30日に近畿地区官庁施設保全連絡会議を開催しました。今年度は、官庁施設環境連絡会議と併催しました。

感染症対策としてWeb会議型式を主とし、Web参加できないかた向けに写真のように、Web会議の画面を会議室前方に表示して、会議を視聴できる会場（サテライト会場）を準備したうえで開催いたしました。Webにて154名、サテライト会場（大阪、京都合計）にて18名にご参加いただきました。



大阪サテライト会場
(大阪合同庁舎1号館)



京都サテライト会場
(京都第2地方合同庁舎)



発表中の様子
(近畿地方整備局会議室)

参加者からは好評で、移動時間がなくなった、テレワーク中に参加できた、音声や画像も問題なく今後もこの形式が良い等、好意的な意見をいただきました。開催者側としても、遠方のかたに講師をお願いできたり、大きな会議室を借り上げなくてよくなったり等、メリットがある手法でした。

なお、会議では、近畿地方整備局営繕部より「国家機関の建築物等の保全の現況」、「国家機関の建築物の定期点検等の実施状況、必要性」について情報提供を行ったほか、厚生労働省より「改正ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」と題して情報提供をいただきました。また環境連絡会議の部としては、近畿地方整備局営繕部より「官庁営繕の環境保全施策」について情報提供を行ったほか、近畿地方環境事務所より「政府実行計画について」、近畿経済産業局より「省エネルギー政策の動向について」と題して、それぞれ情報提供をしていただきました。

会議終了後はWeb会議、大阪サテライト会場、京都サテライト会場それぞれで、質疑や保全に関する相談を受けました。アンケートでも複数のご質問をいただいたので、一般的な内容については、今後の保全インフォメーションで紹介していく予定です。

2. エレベーター設備の法定検査について

先日、Web会議にて開催した第38回近畿地区官庁施設保全連絡会議の場で、今後取り上げてほしいテーマについてアンケートを行いました。提出いただいた意見の中から、今回はエレベーター設備の法定検査について紹介します。

会議の場でも少し説明いたしましたが、建築基準法第12条第3項により、建築物の用途及び規模にかかわらず、すべてのエレベーター設備に対して法定検査報告が義務付けられています。検査周期としては、1年以内に1回実施する必要があります。

また、建築基準法第101条で罰則も定められており、必要な検査や報告を怠ったり嘘の報告をした場合は、100万円以下の罰金が課せられます。

検査と報告はエレベーターの「所有者」の義務であり、もし検査報告を怠った場合、罰則を受けるのも「所有者」となりますので、必ず実施してください。

次に、検査報告は、有資格者のみが行うことができると定められています。検査に必要な資格としては、一級建築士・二級建築士・昇降機等検査員のいずれかになります。

一般的に、検査は「目視、触診、聴診、測定、機器の動作確認」などの方法で、専門業者の有資格者により行われます。検査項目は多岐にわたりますが、主な項目は次のとおりです。

- ◎機械室の通路、階段、戸の施錠、室内などに問題がないか
- ◎制御器は正常に作動するか
- ◎巻上げ機、ブレーキなどは正常に作動するか
- ◎電動機に異常はないか
- ◎速度は適切か
- ◎降下防止装置（安全装置）の設置状況や作動に問題はないか
- ◎かごの設置状況、構造、扉、操作盤などに問題はないか



詳細については、『昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示238号）』をご確認ください。

なお、上記の定期検査は、積載荷重が0.25トン以上1トン未満のエレベーターに該当するもので、積載荷重1トン以上のエレベーターについては、建築基準法による定期検査ではなく、労働安全衛生法による性能検査を実施することになります。

最後に、1日1回はエレベーターに乗ってみて、**①扉の開閉がスムーズか、②敷居にゴミが挟まっていないか、③操作盤の破損や表示に異常がないか、④運転中に異音や振動がないか、⑤停止時にかごと乗り場に段差がないか、⑥かご内の壁や照明、乗り場の押しボタンに破損や異常がないか**、を確認することをお勧めします。そうすることで、施設管理者として早期に異変を感知でき、施設利用者の安全を確保することにつながりますので、エレベーターに乗ることを業務の1つに加えてみましょう！

3. How To 保全 (1)

これは大丈夫？

現地での保全に関する注意事項！（電気設備編）～第1回～

一般に、事務室で使用する電気機器は、壁付きコンセントやOAタップに接続されています。時折、複数の差し込み口のあるOAタップに電気機器を複数接続されていることが見られますが、これは、電気火災の原因となる危険な状態です（写真①）。ちなみに、この状態は、接続されている電気機器のコードの部分がタコの足を連想させることから、タコ足配線と呼ばれています。

今回は、電気火災を防ぐ観点から、電気機器を壁付コンセント等に接続する際の留意点についてご紹介します。



（写真①）

タコ足配線の例

接続される機器は一般的に 合計1500WまでとOAタップに記載されています。



（写真②）

分電盤と配線用遮断器（ブレーカー）

各コンセントの配線は分電盤内のブレーカーに接続されています。各ブレーカーは一般的に20A以上の電流が流れると作動します。

まず、コンセントやOAタップが使用できる電力の限界値を超えないように、接続する電気機器を選定することが大切です。

一般に、コンセントやOAタップが使用できる電力の限界値は1500Wで電流の限界値として定格電流15Aとなっています。

そのため、壁付コンセントにO Aタップを接続して差し込み口が多くした場合でも、使用する電気機器によっては全て接続できるわけではないことにご注意ください。例えば、大型プリンター1台だけで約1300Wの電力を消費します。

一方、使用電力がコンセントの限界値を超えれば、ブレーカーが作動しそのコンセントへの電気の供給が遮断されるので大丈夫と思われるかもしれませんが。

しかし、一般に、事務室用に用いられるコンセントのブレーカーは、接続されている電気機器の電流値が合計20 Aを超えれば作動するものが使用されております（写真②）。ですが、前述したようにコンセントやO Aタップの定格電流は15 Aとなっておりますので、ブレーカーが動作するより先にO Aタップが発熱し、O Aタップのコードやカバーの部分が発熱に耐えられなくなり火災の原因になる可能性があります。発熱によりO Aタップの温度が高くなっている場合は注意が必要です。また、O Aタップのカバーやコードが損傷していたり、熱環境の悪い場所にある場合は特に危険です。

これまでの話を踏まえ、今後、パソコンやプリンターなどのO A機器等の電気機器を増設する場合は、安易に今あるO Aタップの空きに接続したり、壁付コンセントの空きにO Aタップを接続するのではなく、コンセントやO Aタップが使用できる電力の限界値を確認する必要があります。接続された機器の消費電力を確認したり、不明な点がありましたら施設管理者に事前相談をする等お願いします。

4. 三菱電機（株）製の業務用空調・冷熱機器の検査不備について

三菱電機（株）製の業務用空調・冷熱機器（エアコンの室内機及び室外機、除湿器等）の一部製品において、法律で定める耐電圧試験ができていない製品があることが判明しましたのでお知らせします。

管理されている施設において、三菱電機（株）製のエアコン等を使用されている場合は、下記URLにて、対象製品であるかを確認し、対象製品であった場合は、「業務用空調機・冷熱機器お問合せ窓口」に相談してください。

ご不明な点等ございましたら、当編集事務局までお問い合わせ願います。

<https://www.mitsubishielectric.co.jp/oshirase/2021/ldg/index.html>

5. 「公共建築の日」及び「公共建築月間」イベントのお知らせ ～公共建築Webギャラリー～ を開催します。

公共建築についての理解を深めてもらうため「公共建築の日」及び「公共建築月間」を設け、毎年各地で様々なイベントを「公共建築月間」に開催しております。

近畿地区の令和3年度は、「公共建築Webギャラリー」と題して、Webを利用した展示を行います。近畿地区の公共建築における取り組みを是非ごらん下さい。

～公共建築Webギャラリー～

◆公開期間 令和3年11月1日（月）～11月30日（火）

- ◆公開内容
1. 甦る公共建築 動画展示
 2. ホール・リニューアル Webツアー
 3. 地球に優しく人にやさしい公共建築
 4. 第30回「あすなる夢建築」大阪府公共建築設計コンクール 作品展示
 5. 第17回公共建築賞近畿地区「公共建築賞・優秀賞」、「地域特別賞」Web紹介

◆公開URL 一般社団法人公共建築近畿地区事務局ホームページ
https://www.pbaweb.jp/seminar/events/kinki_r03_01/

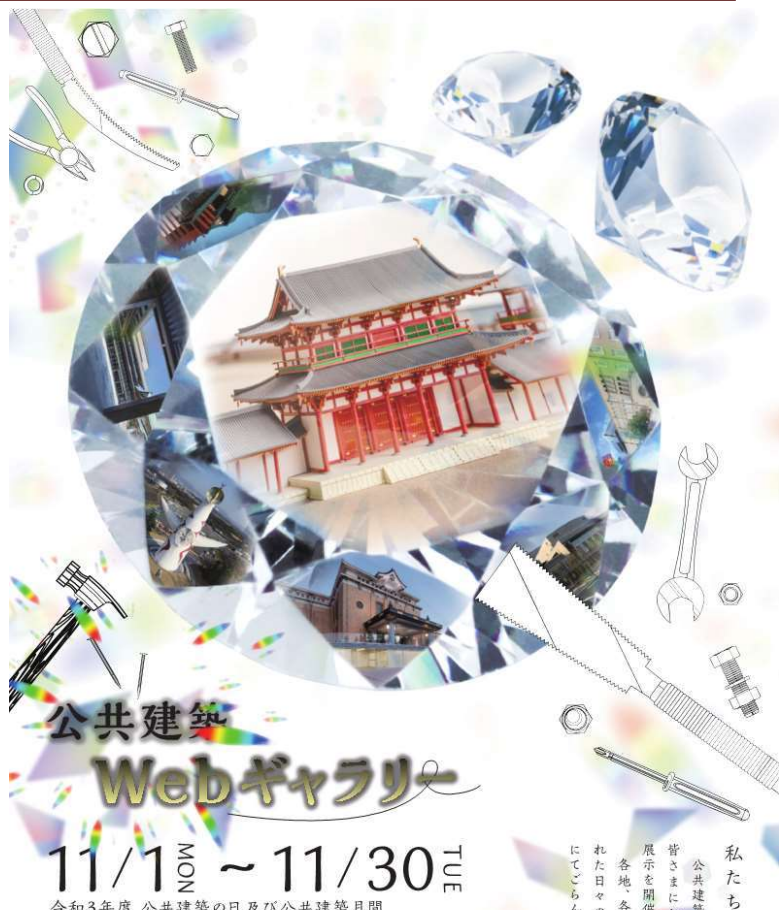
主催 「公共建築の日」及び「公共建築月間」近畿地方実行委員会
(一社)公共建築協会、(一財)建築保全センター、(一財団)建築コスト管理システム研究所、(一社)文教施設協会

後援 「公共建築の日」及び「公共建築月間」近畿地方協力支援会議
近畿地方整備局、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福井県、大阪市、京都市、神戸市、堺市の営繕担当

※1「公共建築の日」：11月11日 建築の基本的な構造を象徴する4本の柱のイメージと国会議事堂の完成日（昭和11年11月）より

※2「公共建築月間」：11月

詳しくは次ページのリーフレットをごらん下さい。



公共建築
Webギャラリー
11/1 MON ~ 11/30 TUE
令和3年度 公共建築の日及び公共建築月間

私たちの地域の建物
公共建築における取り組みを、
皆さまにお伝えするべくWeb
展示を開催します
各地、各建築物に散りばめら
れた日々の「結晶」を是非お手に
にてごらんください

甦る公共建築 動画展示



近畿地方整備局
平城宮跡南門復原
復原工事現場の記録



大阪府
リバース太陽の塔再生
太陽の塔内部の改修映像



京都市
京都市京セラ美術館
再整備
最古の公立美術館再生

音楽ホール・リニューアル
Webツアー



戦後モダニズムの保存と再生



「南大阪における芸術文化の
創造・交流・発信の拠点」整備

地域に優しく
人にやさしい公共建築

国土交通省 近畿地方整備局 官公庁	大阪府 住宅まちづくり部 公共建築室	京都府 建設交通部	兵庫県 国土整備部 公共建築課 官公庁
奈良県 県庁 官公庁 官公庁	滋賀県 土木交通部 建築課	和歌山県 国土整備部 都市住宅部 公共建築課	福井県 土木部 公共建築課
大阪市 都市整備局 市設建築物の 建設・整備	京都市 都市整備局 まちづくり建設	神戸市 まちづくり 神戸市の公共建築	堺市 建築部 官公庁 建築課

近畿地方協力支援会議メンバーそれぞれの 環境配慮 木材利用
長寿命化 など様々な取り組み等について、Webサイトにてご紹介
します